第4回浪江町除染検証委員会議事要旨

日時 : 平成28年10月21日(金) 10:00~12:00

出席者 : 石田委員、井上委員、塚田委員、床次委員(五十音順)

環境省 福島環境再生本部 小沢副本部長

環境省 福島環境再生事務所 浜通り北支所 狩俣支所長

環境省 福島環境再生事務所 野口専門官 環境省 福島環境再生事務所 後藤専門官 環境省 福島環境再生事務所 阿部専門官

復興庁 福島復興局 紺野次長 復興庁 福島復興局 小西主査 福島県 除染対策課 渡辺課長 福島県 除染対策課 緑川副主査

福島県環境創造センター環境放射線センター

阿部主幹兼次長兼分析·監視課長

浪江町 : 本間副町長

ふるさと再生課

三瓶課長、戸浪補佐、白戸副主査、吉田副主査

【資料】

資料1 浪江町における除染等の状況について

資料2 ①家庭菜園の除染について、②国道114号2工区の除染について

資料3 3家屋解体による未除染への対応について

資料4 ④道路側溝、用水路の除染について

資料5 ⑤河川敷の除染について

資料6 浪江町北幾世橋における土壌の分析結果について

資料7 浪江町北幾世橋において採取した陸土に係る核種分析結果について

【参考資料】 第4回浪江町除染検証委員会対象地区モニタリングポスト測定結果

次第

1 開会

発言者	発言内容
事務局	(開会挨拶)

2 あいさつ

発言者	発言内容
本間副町長	副町長の本間でございます。よろしくお願いします。さて、浪江町の復
	興の動きについてでございますが、10月9日に浪江町のスポーツセ
	ンターで合併 60 周年の記念式典を開催し町長からは、この式典を
	契機に町づくりを進めようと挨拶もありました。また来週の27日には、
	役場敷地内に復興のための商業施設がオープンすることとなりまし
	た。そして、11月1日からは避難指示解除される日まで、長期に渡る
	宿泊をし、避難指示解除に向けた様々な準備が出来る準備宿泊を
	行うこととなりました。一方で準備宿泊を進めるにあたり、議会や行政
	区長からは、「居住制限区域内で線量が高い箇所がある」や、「こん
	な線量で準備宿泊を進めて良いのか」等の意見も出されており、除
	染や放射線量に対する心配の声が多かったように思われます。この
	ようなことから、準備宿泊を進めることにより、住民からは放射線に対
	する質問や疑問の声が多々発生することが想定されます。そのよう
	な中、質問や疑問に対しこの検証委員会で安全なことをは安全と申
	して頂くことが重要であると考えております。本日は第4回として町の
	中心部である権現堂地区の検証となります。本日も様々なご意見を
	頂きたいと存じますのでよろしくお願いします。

3 議事

(1) 権現堂地区の除染実施状況について

発言者	発言内容
野口専門官	資料1に基づき説明
塚田委員	今の説明に質問、意見等はございませんか。
(以後委員長)	
石田委員	P7 の森林除染の効果についてだが、これは生活圏より林縁20mの
	範囲内の結果となっているのか。
環境省	おっしゃるとおり、生活圏より林縁20mの範囲内の森林の除染結果と
野口専門官	なっております。
石田委員	除染効果の状況を確認すると、森林は他の地目に比べて低いのは
	林縁 20m より先の除染を施工していないからと思われるが如何か。
環境省	おっしゃるとおりの影響もありますし、除染の手法としても宅地等は表
野口専門官	土の剥ぎ取りはしますが、森林は堆積物の除去となっておりますので
	手法による影響もあるかと思われます。
井上委員	今の質問に追加だが、P7 は対象地域全体であるが、道路の除染効
	果について一番大きい数値で、3.5 μ Sv/hより高いという箇所は権現

	光ルロロルナナナスのルーナト フのしこ4 米巾ロ レバナ /マュリ ュ
	堂地区には存在するのか。また、そのような道路は人が良く通るよう
	なところなのか教えて頂きたい。
環境省	おっしゃるとおり、この資料は全体のものとなっております。3. $5 \mu \text{Sv}/$
野口専門官	hのところは、測点数は少なく、その中で平均をすると、除染前が6.0
	μ Sv/hぐらいであったのが、除染後に1.0 μ Sv/hとなっており約8割
	程度の低減が確認されます。3. 5μ以上の箇所がどのような箇所か
	については、具体的な箇所は確認をしないとお答えできませんが、こ
	れまでの傾向ですと周りが森林である等の箇所が比較的線量が高い
	箇所と考えます。
井上委員	人の立ち入り状況が一番重要となるので、このことはきちんと確認し、
	特異なケースがあれば応じた対処を検討して下さい。
石田委員	P15 にある「除染に関する相談窓口」では、どのような相談が寄せら
	れているのか教えて頂きたい。
環境省	主なものといたしましては、「除染施工時の要望したことの確認」、「除
永田専門官	染後線量について」、「除染の施工状況の確認」等の質問が寄せら
	れております。
石田委員	質問が出された場合はどのような対処をしているのか。
環境省	各質問に対し、個別の現場対応者へお繋ぎし個別に対応しておりま
永田専門官	す。
委員長	2点ほどお聞きしたい。まず、除染対象地域内であるのに今段階、全
	く除染がされていない箇所があるはず。そのような箇所はいつまでに
	終えるのか。もうひとつは住民より家の中も除染をしてほしいという声
	があがった場合にはどのように対応することとなるのか。
環境省	一点目の除染の施工完了時期についてですが、基本的には来年3
狩股支所長	月までに完了させる予定となっております。屋内の除染については、
	我々では出来ませんが、屋内の線量測定については、住民より要請
	があれば対応しております。それでも線量が高く対処してほしいという
	声があがった場合には、町より東京電力の推進員へこのことを申し、
	屋内清掃をしてもらっております。
委員長	確認だが、町で取りまとめをして清掃の依頼をするということでよろし
	いか。
事務局	東京電力にて、住民から直接申込みが出来るコールセンターがある
	ので、そちらをご案内しております
床次委員	事後モニタリングについてだが、これは定期的に行うということでよろし
(以後副委員長)	いか。それから、実際に事後モニタリングをしたのが、平成27年11
	月から平成28年2月までとなっており、事後モニタリング1回でもなか

	なか長い期間かと思われるのだが、これからも同じ内容で定期的に
	行うこととなるのか。それからもうひとつだが、事後モニタリングの結果
	で $0.59 \mu\mathrm{Sv/h}$ という結果が出たが、将来的には年間 $1\mathrm{mSv}$ を目指
	すこととしていることから、この状況から更なる対応についてはどのよう
	に考えているのか。
環境省	事後モニタリングについては、1回目及び2回目は事後モニタリング実
狩股支所長	施後、半年から1年後に行うこととしております。1回目の測点は、除
	染直後の測点と同じ箇所を行うこととしておりますが、それ以降は測
	点の箇所を直後モニタリングの測点より絞り込んで行うことを考えてお
	ります。ただし1回きりとはしないこととしております。それと年間1m
	Sv/h に向けての対応についてですが、事後モニタリングで異常があ
	った際には、フォローアップ除染を行い、長期的ではございますが年
	間被ばく線量 1mSv 以下を目指して参ります。

(2)地区からの除染へのご意見ご質問について

発言者	発言内容
事務局	①家庭菜園の客土について
	②国道114号、拡幅2工区の除染について
	③家屋解体による未除染への対応について
	④道路側溝、用水路の除染について
	⑤河川敷の除染について
	⑥JR 線路沿いの対応について
	⑦コバルト60について

(3)検証

発言者	発言内容
①家庭菜園の客土について	
事務局	資料 2 のとおり、家庭菜園の客土については農地同等の対応をして
	いる状況となっております。
環境省	補足しますと、当初我々が調査した際には震災後数年経過しており、
狩股支所長	どこが家庭菜園かも分からないような状況となっておりました。そのた
	め、当初設計では宅地除染として進めておりましたが、地権者より状
	況を伺い、家庭菜園であった場合には畑扱いとし、畑同様の除染を
	することとして進めております。良い土を入れてほしいという点につい
	ては、農地除染同様、入手困難であることから山砂でお願いをしてい
	るところでございます。

②国道11/日 5	拡幅2工区の除染について
事務局	海州2100原来について 資料 2 のとおり、敷地内については最低限の除染は実施し、家屋に
す 物问 	
	ついては、準備・特例宿泊の希望のある方については除染実施計画
	書のとおり除染を行うこととなりました。
委員長 	希望者には除染を行うということだが、当然結果もお知らせをするとい
	うことでよろしいか。
環境省	おっしゃるとおりです。しかし、除染後の測定結果の資料作成には時
狩股支所長	間が掛かり準備宿泊までに間に合わないことから、除染後の数値に
	ついては口頭でご説明をしたいと考えております。
井上委員	特例・準備宿泊をする方は除染を行うとのことだが、例えば、その周り
	は特例・準備宿泊をしないと、周囲は未除染の状況で特例・準備宿
	泊をしなくてはならなくなる。そうなると住民が不安を感じてしまうの
	で、そうなった際には、住民の声に応じ柔軟かつ丁寧な対応をして頂
	きたい。
環境省	現在考えているのは除染済の敷地と、解体により未除染となる敷地
狩股支所長	のきわの線量測定を実施し、住民へお知らせすることを考えておりま
	す。
井上委員	このことは、山林と同様の問題となるので、きめ細かい対応をお願い
	する。
③家屋解体による	る未除染への対応について
事務局	家屋解体による未除染への対応についてですが、資料3のとおりとな
	っております。状況からいたしますと、全体的に解体後に空間線量が
	低減している状況となっております。また、解体によって飛散したダス
	トによる内部被ばくについてですが、副委員長のご協力の基、9 月 16
	日に調査をし、調査の結果、呼吸による被ばくについては無視できる
	レベルであると回答を頂いております。
委員長	解体についてだが、飛散防止の措置はとっているのか。
環境省	飛散防止として水をかけながら解体をしております。
 狩股支所長	
委員長	空間線量の確認はしているのか。
環境省	空間線量の調査はしておりますが、ダストの調査はしておりません。空
□ ^{琛児旬} □ 狩股支所長	空間線量の調査はしておりますが、ダストの調査はしておりません。空 間線量は解体前、解体後に測定をし空間線量が上昇しているような
狩股支所長	間線量は解体前、解体後に測定をし空間線量が上昇しているようなことがないかの確認をしております。
	間線量は解体前、解体後に測定をし空間線量が上昇しているようなことがないかの確認をしております。 一番心配されることが、呼吸による内部被ばくであり、私としては数値
狩股支所長	間線量は解体前、解体後に測定をし空間線量が上昇しているようなことがないかの確認をしております。

	解体をする際には窓を閉めるなどの対策を周囲の方へ呼びかければ
	より良いと考える。
環境省 	これからは、帰還される方もおられる状況となりますので、ご意見頂き
狩股支所長	ましたことを十分に反映し対応を進めて参ります。
副委員長	解体作業は人為的にほこりが舞ってしまうこととなるので、心配する気
	持ちも仕方ないと思われる。住民への安心感を持ってもらうために
	も、モニタリングを行う等の対応をすると良いのではないか。
事務局	ご意見ありがとうございます。環境省と協議の上、対策を検討させて
	頂きます。
井上委員	解体のガレキはどのようにされているのか。
環境省	解体後、測定をし、問題ないような木材等についてはリサイクルをして
狩股支所長	おります。それ以外のものについては、可燃性廃棄物は、焼却し、不
	燃性のものは集約し、災害廃棄物仮置場へ搬出しております。
井上委員	解体ガレキはなるべく早く搬出したほうが良いと思うが。
環境省	解体ガレキは、施工中は敷地内にて集約することもございますが、解
狩股支所長	体が終わった段階では、全て搬出されている状況となっております。
④道路側溝、用2	・ 水路の除染について
事務局	本件については、道路側溝及び用水路除染についてきちんと施工し
	ているかの確認の内容となっております。我々で調査した除染実施
	状況につきましては資料4のとおりとなっております。
委員長	ガンマカメラの撮影結果についてだが、これは水が張っている状況と
	なっているのか。
事務局	水が張っていない状況となっておりました。
委員長	このガンマカメラの撮影ポイントは常に干上がっている状況となるの
	か。
事務局	この水路は農業用水路となっておりますので、水の仕切りによって調
	整することが出来ます。
委員長	この水路は、三面コンクリート張りとなっているのか。
事務局	おっしゃるとおりです。
副委員長	このガンマカメラの撮影結果についてだが、堆積物がある状況となっ
	ているのか。
 事務局	おっしゃるとおり、堆積物が約 5cm 程度堆積している状況と思われま
_	す。
	^ ° この場所は、必ず除染を行うこととなるのか、また除染をするのであ
	れば、いつまで施工するのか。
	7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -

環境省	必ず除染を行います。除染については平成 29 年 3 月までに施工を
狩股支所長	いたします。
委員長	了解した。これからの季節であれば、水の仕切りの調整をしやすい時
	期となるので、きちんと調整をし、徹底した除染を行うようにして頂き
	たい。
事務局	事務局から1点ご意見を頂きたいのですが、今回の本格除染で、震
	災後の側溝の堆積物は除去することとなるのですが、それ以降の対
	策についてどのような対策をするかが分からない状況となっておりま
	す。また、フォローアップ除染においても、水路は対象外とされており
	ますので、このような状況も含めて委員会及び環境省よりご意見等を
	頂きたい。
環境省	第1回目の除染については、我々のほうでしっかりと除染を行います。
狩股支所長	それ以降に、農政局等で整備事業を行うとなった際に、線量が高い
	ものが検出された場合には我々で対応いたします。
環境省	実例でございますが、大柿ダムからの用水路は農政局での整備事業
小沢副本部長	に併せて除染を進めておりました。その後の管理については、農政局
	若しくは地元で行って頂くこととなっております。
委員長	大柿ダムについては、農水省で濁度の連続モニタリングすることとな
	っているので、洪水時等でのモニタリングの結果を監視し、異常がな
	いかの確認をすることが重要。また、線量が高いとなった際にはフォロ
	ーアップ除染を実施することは可能なのか。
環境省	本件については、まずは原因を追究することが重要と思われます。原
狩股支所長	因追究についても、環境省のみでなく、様々な機関と協議をした上で
	対策を検討しなくてはならないと考えております。
福島県	環境省の除染では、水には遮蔽効果があるので除染をしないというこ
鈴木課長	ととなっているが、今の件については、除染後に干上がってしまい、空
	間線量へ影響をきたすということ。個々のケースを確認し、どのような
	対策を講じるか検討して頂くことが必要。
環境省	現段階においては、まずは環境省で除染を行うということ。将来に上
狩股支所長	昇したという際の対応については、現行の制度上お答えしづらいとこ
	ろではあるが、町と協力し取り組むように進めたいと考えている。
環境省	住宅地や農地は事後モニタリングやフォローアップ除染の対象として
小沢副本部長	おりますが、用水路については個々のケースに応じて相談をしながら
	対応を進めたいと考えている。
委員長	まずは除染後のモニタリングを定期的に行い、異常がないかの確認
	をすること。また、住民の方が帰還されると、おそらく様々な箇所の測

	定を住民自身で行うので、住民の測定結果についても情報共有を
	し、町、環境省でこのことに対して適時対応することが重要と考える。
⑤河川敷の除染	
事務局	河川敷につきましては、資料 5 のとおり除染作業を施工していること
7 137/6	が分かりました。しかしながら、地区からいたしますと、写真のとおり地
	区民の憩いの場として活用していたことから、更なる除染の徹底を求
	めるものとなっております。
 委員長	環境省は人が立ち入るようなところは除染を行うこととしていたはずだ
	が、間違いないか。
 _ 環境省	おっしゃるとおりです。ただし、除染の手法については河川堤防は除
	草及び堆積物の除去を行うこととしております。
(6)JR 線路沿いの	
事務局	JR の線路沿いについては土止め板の設置に向け、JR にて調整をし
71370	ていると回答を頂いております。
 井上委員長	別件だが、JR線路で発生した廃棄物はどのように対処するのか。
環境省	浪江町の場合ですと、可燃物は仮設焼却施設にて焼却処分をし、
^{操裝置} 阿部専門官	不燃物については除染廃棄物仮置場の敷地にて保管をすることとな
	つております。
(アコバルト60にご	
福島県環境創造	資料 6 に基づき説明。
センター	<u> </u>
兼分析·監視課長	
委員長	確認したいのだが、資料 6 の(2)についてだが、これは原発より何 km
	圏内での測点としているのか。
 福島県環境創造	この測点については、原発より 30km 圏内となっております。
センター	
阿部主幹兼次長	
兼分析·監視課長	
委員長	それと、2-(1)についてだが、平成 27 年 6 月 16 日に北幾世橋でコ
	バルト60を検出した時の検体の測定時間はどのぐらいとなっているの
	か。
福島県環境創造	測定時間については 3600 秒となっております。
センター	
阿部主幹兼次長	
兼分析·監視課長	
L	

委員長	それ以降も継続的に調査をしているようだが、その際の測定時間はどのくらいか。
福島県環境創造	測定については今年度より変更しており、測定時間は 80,000 秒とし
センター	ております。前年度までは、3,600 秒で測定を実施しておりました。
阿部主幹兼次長	
兼分析·監視課長	
委員長	それと、2-(5)の被ばく影響についてだが、条件を確認したい。
福島県環境創造	この被ばく影響については、地面からが外部被ばく及び、再飛散によ
センター	り内部被ばくも含めたものとなっております。
阿部主幹兼次長	
兼分析·監視課長	
委員長	そうなると、北幾世橋で検出されたコバルト60の濃度を用いて算出し
	たものということでよろしいか。
福島県環境創造	おっしゃるとおりです。
センター	
阿部主幹兼次長	
兼分析·監視課長	
井上委員	コバルト60は1ー(3)のとおり腐食生成物となっている。通常、1Fであ
	れば配管の鉄の酸化物としてコバルト 60 が取り込まれているものとな
	っている。そのことを踏まえると、コバルト 60 のみで、この場所へ飛ん
	できているということはなく、鉄の酸化物に含まれる微粒子があると想
	定される。影響はないと思われるが、おそらく土壌に混ざってしまった
	微粒酸化物粒子の形状についても調べるほうが良いのではないか。
	また、おそらくそこにはマンガンもあると思われる。
福島県環境創造	ご意見ありがとうございます。そのようなことも考えて対応を進めて参り
センター	ます。
阿部主幹兼次長	
兼分析·監視課長	
石田委員	平成27年6月16日の調査では5cmの深度調査をし、その後、1cm
	毎に調査をし、2~4cm にコバルト 60 が検出されたとなっているが、
	今年度の調査の際には方法の変更等はあったのか。
福島県環境創造	平成 27 年 6 月 16 日の測定については資料 7 のとおりとなっており、
センター	中心点を決め、その周辺 5 地点を U8 容器で地面を押さえつけ試料
阿部主幹兼次長	採取をし、調査を行いました。今年度については、5cm までの土を混
兼分析·監視課長	ぜて測定をしております。
委員長	今回の状況を聞くと、5 点測定を実施した中で1箇所しかコバルト 60

が検出されず、かつ均一に分布してはいない。被ばく線量の算出を考
えると、5cm までの土壌を均一にし測定をしないといけないと考える。
この情報を見ると、やはりコバルトが特別に見られてしまうので、きちん
と平均化して示すべきと考える。
セシウムは1F よりどのぐらい出ているかは、毎月公表されているが、コ
バルトはある一時の原因により、一時的に発生したものと思われる。そ
のため、土壌にも均一に分布している状況でもなく、ある一定の層に
あるものと考えられる。
台湾の鉄骨材でコバルトが検出されている問題となったことがあった
が、これは溶鉱炉に溶かす際に混ざったものであり、実は日本の少し
古い鉄骨材でも含まれております。
どちらにしても、公に示す際には正しく周知することが重要となるの
で、気を付けるようにして頂きたい。

4 閉会

発言者	発言内容
事務局	(閉会挨拶)